## 佐賀県訓令甲第6号

労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。 平成29年3月31日

> 山 口 祥 義 佐賀県知事

(佐賀県文書規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる相定の改正部分は 下線の部分である

一人の代に同じる死足の民工部がは、下豚の部がこのも。	
改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
<b>各号に定めるところによる。</b>	各号に定めるところによる。

- (1)~(10) 略
- (11) 所長 所の長(農林事務所地域農業改良普及センター長を 含む。)をいう。

(12)~(22) 略

(決裁区分の表示)

第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については 「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項につい ては「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専 決事項、理事専決事項、事務局次長専決事項、副部長専決事項、 副局長専決事項、政策総括監専決事項及び出納局長専決事項につ いては「丙」、推進監専決事項及び課長専決事項については「丁」、 室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導

- - (1)~(10) 略
  - (11) 所長 所の長(農林事務所地域農業改良普及センター長を 含み、博物館、九州陶磁文化館、美術館、名護屋城博物館及び 佐賀城本丸歴史館にあっては、常勤の館長又は統括副館長とす る。) をいう。

(12)~(22) 略

(決裁区分の表示)

第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については 「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項につい ては「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専 決事項、理事専決事項、次長専決事項、副部長専決事項、副局長 専決事項、政策総括監専決事項及び出納局長専決事項については 「丙」、推進監専決事項及び課長専決事項については「丁」、室 長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監

改正前	改正後
監専決事項、マネージャー専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。	専決事項、マネージャー専決事項、副課長専決事項、副センター 長専決事項及び副室長専決事項については「丁 」、係長専決事項 については「丁 」の表示をしなければならない。

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第2条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程(平成17年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

_	次の衣に拘ける	規定の以上部分	は、下級の部分である。								
		改正	前	改正後							
	(勤務する場所)	及び担当事務)		(勤務する場所及び担当事務)							
	属」という。)の	第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務 する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。				•					
	所属名 勤務する場所 担当事務				所属名	勤務する場所	担当事務				
	略				略						
	佐賀県税事務 所	略			佐賀県税事務 所	略					
	国際課	中華人民共和 国香港特別行 政区及び遼寧 省瀋陽市	現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。 を表現している。								
	スポーツ課	略			スポーツ課	略					
	略				略						
	循環型社会推 進課	略			循環型社会推 進課	略					
	福祉課	<u>鳥栖市</u>	<u>粒子線治療の普及に関するこ</u> <u>と。</u>								
	企業立地課	東京都	企業誘致に関すること。								

	改正	前		改正	E後
流通・通商課	東京都	<u>県産品の販路開拓に関するこ</u> と。	流通・通商課	中華人民共和 国香港特別行 政区	現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第3条 佐賀県本庁決裁等規程(平成28年佐賀県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

務を担当する推進監が、各部にあっては部長があらかじめ指名する

副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあっ

ては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
(副知事等の専決)	(副知事等の専決)
第5条 略	第5条略
2 略	2 略
3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。	3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) 組織規則第22条第2項に規定する <u>事務局次長</u> (以下「 <u>事務局</u> 次長」という。)	(5) 組織規則第22条第2項に規定する <u>次長(以下「次長</u> 」という。)
(6)・(7) 略	(6)・(7) 略
(8) 歯科医療総括監	
<u>(9)</u> 略	<u>(8)</u> 略
4~7 略	4~7 略
(部長等の代決者)	(部長等の代決者)
第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、肥前さが幕末維新博事務局にあっては事務局長があらかじめ指名する <u>事務局次長</u> 又は当該事	第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、肥前さが幕末維新博事務局にあっては事務局長があらかじめ指名する <u>次長</u> 又は当該事務を

る事務について、部長が不在のときは、肥前さが幕末維新博事務局にあっては事務局長があらかじめ指名する次長又は当該事務を担当する推進監が、各部にあっては部長があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができ

改正前	改正後
	る。

2 情報統括監が専決することができる事務について、情報統括監が │ 2 │ 情報統括監が専決することができる事務について、情報統括監 不在のときは、情報・業務改革課長がその事務を代決することがで きる。

# 3~5 略

6 事務局次長又は副部長が専決することができる事務について、事 務局次長又は副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は 室長がその事務を代決することができる。

### 7 略

8 歯科医療総括監が専決することができる事務について、歯科医療 総括監が不在のときは、健康増進課長がその事務を代決することが できる。

# 9 略

別表第1(第3条関係)

事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に 関する事務	副知事、会計管理者、部 長、情報統括監、医療統 括監、局長、理事、 <u>事務</u> 局次長、副部長、副局長、 政策総括監、歯科医療総 括監、課長及び出納局長	略
	<u>山血、</u> 、	
年次休暇等 の願の処理 に関する事 務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>事務</u> 局次長、副部長、副局長、	略

が不在のときは、情報課長がその事務を代決することができる。

## 3~5 略

6 次長又は副部長が専決することができる事務について、次長又 は副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がそ の事務を代決することができる。

# 7 略

別表第1(第3条関係)

事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に 関する事務	副知事、会計管理者、部 長、情報統括監、医療統 括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、 副部長、副局長、政策総 括監、課長及び出納局長	略
	略	
年次休暇等 の願の処理 に関する事 務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総	略

	改正前			改正後 				
	政策総括監 <u>、歯科医療総</u> <u>括監</u> 、課長及び出納局長			括監、課長及び出納局長				
	略			略				
週休日の振 替に関する 事務	会計管理者、部長、情報 統括監、医療統括監、局 長、理事、 <u>事務局次長</u> 、 副部長、副局長、政策総 括監 <u>、歯科医療総括監</u> 、 課長及び出納局長	略	週休日の振 替に関する 事務		略			
	略			略				
略			略	 				
休日の代休 日の指定に 関する事務	統括監、医療統括監、局	略	休日の代休 日の指定に 関する事務	統括監、医療統括監、局	略			
	略			略				
宿日直勤務 の命令に関 する事務		略	宿日直勤務 の命令に関 する事務		略			
	略			略				
 表第3(第4			別表第3(第4	条、第5条関係)				

	改正前					改正後				
所 属 名	事務の種類	知事の決裁 を受けるべ き事務	部 長 専 決 事 務	課 長 専 決 事 務	所 信 名		事務の種類	知事の決裁 を受けるべ き事務	部 長 専 決 事 務	課長専決事 務
略						略	7			
	政策 評 価 に 関する事務	略			武 第 :	ž	政 策 評 価 に 関する事務	略		
					五 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	<u>文</u> 夏 果	佐賀県ま ち・ひと・し ごと創生総 合戦略に関 する事務			佐賀県ま ち・ひと・し ごと創生総 合戦略の実 施に関する こと
					<u></u> 五 第 意	<u>女</u> 芝	知 事 会 に 関 する事務	<u>知事会に関</u> すること		<u>知事会の事</u> <u>務を処理すること</u>
策	国等への総合的な提案等に関する事務	略			第 部	女気	国等への総 合的な提案 等に関する 事務	略		
略						略				
企り無い。	県の重要施策の企画立案及びその 推進に関する事務	略			金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	主 可 果	県の重要施 策の企画立 案及びその 推進に関す る事務	略		
	田事会に関 する事務	<u>知事会に関</u> <u>すること</u>		<u>知事会の事</u> 務を処理す						

		改正前	Ī				改正後	<u> </u>	
<u>課</u> 企画課 企画課	九州地方行 政連絡会議 に関する事 務 東日本大震 災の被災者 支援に関す	九州地方行 政連絡会議 に関するこ と	東日本大震災の被災者支援の総合	ること 九州地方行 政連絡会議 の事務を処 理すること 東日本大震 災の被災者 支援の事務					
秘 書 課	る事務 栄典及び褒 章に関する 事務 略	略	<u>調整に関す</u> <u>ること</u>	<u>処理に関す</u> <u>ること</u>	秘書課	栄典及び褒 章に関する 事務 咯	略		
法務私学課	私立の中学 校、専修学校 及び各種学 校に関する 事務		1~6 略	1・2 略 3 私立学 校法第11条 の規定によ る委員候補 者の推薦に 関すること 4~6 略	法務私学課	私立の中学 校、専修学校 及び各種学 校に関する 事務		1 ~ 6 略	1·2 略 <u>3</u> ~ <u>5</u> 略
	職員の任免、	略			<u>法務</u> 私学課人	東日本大震 災の被災者 支援に関す る事務 職員の任免、	略	東日本大震 災の被災者 支援の総合 調整に関す ること	東日本大震 災の被災者

改正前	改正後
事 配置換えそ   課 の他人事に   関する事務	事 配置換えそ   課 の他人事に   関する事務
人 恩給、退隠料   1 略     事 等に関する   2 総務省     課事務   人事・恩給     局長の裁定に係る恩給に関すること	人 恩給、退隠料事等に関する課事務   1 略2 総務大臣の裁定に係る恩給に関すること
略 人 職員録に関 略 事 する事務 課	略   人 職員録に関 略   事 する事務   課 業務改革に 関する基本 方針及び総 方針及び総 合調整に関 する事務
人 非常勤の職 略   事 員の公務災   課 害補償等に   関する事務	人 非常勤の職 略   事 員の公務災   課 害補償等に   関する事務
税 県税の賦課 佐賀県税条 1~6 略   政 徴収に関す 例第9条の   課 る事務 2第1項の	税 県税の賦課 佐賀県県税 1~6 略   政 徴収に関す 条例第9条   課 る事務 の2第1項

		改正前	Ī	改正後						
			規定による 期限の延長 に関するこ と				の規定によ る期限の延 長に関する こと			
酹	<u> </u>			略	į					
資産活用課	庁舎の整備 等に関する 事務	略		資産活用課	庁舎の整備 等に関する 事務	略				
				資 産 活 用 課	<u>県有施設の</u> <u>計画的保全</u> <u>に関する事</u> <u>務</u>		県有施設の 計画的保全 の総合調整 に関するこ と県有施設の 計画的保全 の事務処理 に関するこ と			
資産活用課	職員宿舎に関する事務	略		資産活用課	職員宿舎に関する事務	略				
	略			В	各					
情報・業務改革	地域情報化 に係る施策 の企画、調整 及び推進に 関する事務	略		<u>情</u> 報	地域情報化 に係る施策 の企画、調整 及び推進に 関する事務	略				

改正前	改正後
課   情 行政情報化 略   報 に係る施策   ・ の企画、調整   業 及び推進に   務 関する事務   改   工   選	情 行政情報化 略 報 に係る施策 課 の企画、調整 及び推進に 関する事務
情 業務改革に   報 係る施策の   企画、調整及 方針及び総合調整に関する事務   改推進に関する事務 する事務   改工 すること	情 先進的な情報
さ 地域総合整 略   が 備資金に関 自 する事務   生 推   進 課	さ   地域総合整 略     が 備資金に関 割 する事務     生 推 進 課
略   さ 地方拠点都 略   が 市地域の整   創 備及び産業	略   さ 地方拠点都 略   が 市地域の整   創 備及び産業

***			改正前	<b>ו</b> ֹ					改正後	ź	
さ 移住支援に 財する事務 略   が 関する事務 創 生 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推	推進課とが創生	再配置の促進に関する事務 佐賀 県 ととととととといる。 といる はんしょう はんしょく はんしょ はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょく はんしょ	改正前		ち・ひと・しごと創生総合戦略の実施に関する		推進課 さが創生推進課さが創	再配置の保 は は は は は は は は は は は は は は は は は い が も が は に 動 は に 動 い る 事 り る 事 り る り る り る り る り る り る り る り	改正後		道路運送法 に基づく自 家用有償旅 客運送に関
課	が創生推進課	関する事務				7 1 1 1 1	さが創生惟進課	関する事務			処理するこ

		改正前	j					改正	後		
幹線・地域交通課新幹線・地域交通課	関する事務 <u>自家用有償</u> 旅客運送に 関する事務			道路 運送 運送 運送 で 電子 で で で で で で で で で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	幹線・地域交通課	関する	<b>事務</b>				
新幹線・地域交通課	運転代行業に関する事務	略			新幹線・地域交通課	運転代に関す務		略			
	略					各					
ス	国民体育大			国民体育大	ス	国民体	育大			国	民体育大

		改正前							改正後		
ポーツ課見民協働課	会、全国障害 スス会事務 名 を 注 を を 注 を を 注 を ま う り う り う り う り う り う り う り う り う り う		1 略 2 特定 学利 記 で び 図 認 で と 関 すること	会 名 者 大 る 理 す る 1 ~ 5	ピーツ 近に係 らを処 こと		マ果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	会、全国障害とは、ステンスのでは、ステンスのでは、大事をおります。というでは、大きなのでは、ないでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない		1 略 2 特定非 営利認認記 び特別認認に に関するこ	会、全国障害者、会のでは、
くらしの安全安心課	各 消費者行政 に関する事 務	消費者行政の基本方針に関すること	消 豊 生 合 令 の の の の の の の は と	1 ~ 26	略	1 0 3 4 7	ò	消費者行政 消費する事 に関する事 務	消費者行政の基本方針に関すること	と 費生合令の関 協解び消る	1~26 略 27 消費者 安全法第45 条第1項の 規定基数 以、 立、 質問の び物品の集 取に関する
環境	各 ストップ温 暖化県民運	略						ストップ温 暖化県民運	略		<u>こと</u>

		改正前	Ī					改正後			
課	動推進会議に関する事務				環境課	動作とは 動作を 動作を 動作を 動作を 動作を 動作を 動作を がいまする。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、					特定特殊自 動車排出ガ スの規制等 に関する法 律に関する
原子力安全対策課	原子力安全 対策に関す る事務	略			原子力安全対策課	事務 原子力安全 対策に関す る事務	略				事務の総合 調整に関す ること
-	<u>                                     </u>										
有明海再生・自然	環境の保全 と創造に関 する条例に 関する事務	1 • 2 略	1 ~ 4 略	1~7 略 8 <u>自然環</u> <u>境保全地域</u> <u>普通地域</u> 内 における行 為の禁止、 制限等を ずること	有明海再生・自然	環境の保全 と創造に関 する条例に 関する事務	1 • 2	略	1 ~ 4	略	1~7略8自然環境保全地域 普通地区内 におけるける 為の禁止、 制限 ずること

		改正前		改正後				
環境課			9・10 略	境課		9・10 略		
社 規 関	会福祉法 及び社会 祉施設に する事務	1~4 略	1~3 略 4 <u>社会福</u> <u>祉法第73条</u> <u>による寄附</u> 金募集を許 可すること	略 福 社会福祉法 祉 人及び社会 課 福祉施設に 関する事務	1~4 略	1~3 略 4 <u>知事所</u> <u>轄社会福祉</u> <u>法人の社会</u> <u>福祉充実計</u> <u>画の承認</u> <u>変更の承認</u> <u>及び終了の</u> 承認に関す <u>ること</u>		
寿 社 福	会福祉施 及び社会 祉法人に する事務	1~4 略	1~3 略	長 社会福祉施 寿 設及び社会 社 福祉法人に 会 関する事務 課	1 ~ 4 略	1~3略4知事所轄社会福祉 法人の社会 福祉 福祉 高の 変更の 変更の 変認に関すること		
	会福祉施 及び社会	1~4 略	1~3 略	略 障 社会福祉施 害 設及び社会	1~4 略	1~3 略 4 知事所		

改正前			改正後
福福祉法人に祉関する事務課		福 福祉法人に 祉 関する事務 課	轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更承認及び終了承認に関すること
		   略	<u> </u>
生活衛生課	指定検証機関に対するを任の解えたと 1~3 略 を	生に関する事務	1 指定検 査機関の指 定及び指定 の取消しに 関すること 1 指定検 査機関に関 する認可に 関すること   2 食鳥検 査の 体所に関する こと 食鳥粉の 所可にと 食鳥粉の 適正なの指 定検査の のための 適にかの指 定検する ったりの指 定対する ったりでする

	改正前					改正後						
	こと						こと					
略	l l	<u> </u>	略									
略 こ 児童の福祉 に関する事 も 務 未 課	1 ~ 9	略 1 ~ 14 略	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	町一二ども未来課	格 児童の福祉 に関する事 務		1~9 略 <u>10 指定保</u> <u>育土養成施</u> <u>設の指定に</u> 関すること	1 ~ 14 略 15 指定保 育士養成施 設の指定に 係る申請項の変更の認用に書 のの変更ののの認用に ののででのののののでののである。 ののでののである。 ののでののでののである。 ののでののである。 ののでは、 のでは、				
								16 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18				

		改正前	Ī	改正後						
	略				#	各			設の帳簿書 類その他を すする知会と 19 解社人社の更び認定 を を がけるのでででいる。 19 解社のでででいる。 19 解社のでででいる。 19 解社のでででいる。 19 がいるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	
せのこくじ産業説	を 産業デザイ ンの振興に 関する事務	略			ものづくり産業課  ものづくり産	産業 デザイ	略		企業支援に 係る人材関 可 る事務を 理すること	

		改正前		改正後						
				<u>業</u> 課						
も	電源三法に	略		も	電源三法に	略				
の	基づく交付			の	基づく交付					
づ	金事業に関			づ	金事業に関					
<	する事務			<	する事務					
IJ				IJ						
産				産						
業				<b>産</b> 業						
課				課						
I	略				· 略					
産	労働教育事	略		産	労働教育事	略				
業	業に関する			業	業に関する					
人	事務			人	事務					
材				材						
課				課						
産	労務管理の		労務管理の							
<u>業</u>	改善指導に		改善指導に							
人	関する事務		関する事務							
<u>材</u> 課			<u>を処理する</u>							
			<u>こと</u>							
産	職業能力の	略		産		略				
業	開発計画に			業	開発計画に					
人	関する事務			人	関する事務					
材				材						
課	1			課						
	略				略					
流	国際経済に	略		流	国際経済に	略				

		改正前				改正後
通・通商課法	関する事務		<b>目中へ</b> 要の	通・通商課	関する事務	
流通・通商課 流通・通商課	県内企業の 海外展開に 関する事務 海外との経 済交流に関 する事務		県内企業の 海外展開する 選にと 外流のの推進に関する 上と			
経営支援課	中小企業の 経営支援及 び商業・サー ビス業に係 る施策に関 する事務	略		経営支援課	中小企業の 経営支援及 び商業・サー ビス業に係 る施策に関 する事務	略
<u> </u>	略				各	
農 政 企 画	農産加工の振興に関する事務	略		農政企画	農産加工の振興に関する事務	略

	改正前			改正後		
課		課農政企画課	農山漁村の 振興に関す る事務		農山漁 一 温 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 の の の の の の の の の の の の の	農山漁村滞 在型のための を開する を開する を関する と
		農政企画課	外食産業及 び食品産業 との連携に 関する事務		<u>C</u>	1 食品産 業との連携 及び情報の 収集に関す ること 2 地域食 品産業の振 興に関する こと
生 経営構造対 産 策に関する 者 事務 支 援	略	生産者支援課	経営構造対 策に関する 事務	略		<u> </u>
略			略 ·		_	
生 中山間地域	1・2 略   1・2 略	生	中山間地域		1・2 略	1・2 略

		改正前					改正後		
産者支援課	の農業の振興に関する事務	3 農山漁 村滞在型余 暇活動のた めの基盤整 備の促進に 関する法律 に基づく県 基本方針の 策定に関す	3 農山漁 村滞在型余 暇活動のた めの基盤整 備の促進に 関する法律 に係る事務 処理に関す ること		産者支援課	の農業の振興に関する事務	- CALL		
		<u>ること</u>	<u>4</u> 略			<b></b>			<u>3</u> 略
	<u>恪</u>					各			
生	農林水産業	1 略	1 略		生	農林水産業		1 略	1 略
産	の金融に関	2 法に基	2 法に基		産	の金融に関		2 法に基	2 法に基
者	する事務	づく <u>災害資</u>	づく経営資		者	する事務		づく <u>経営資</u>	づく経営資
支		<u>金</u> 、融資希	金及び事業		支			<u>金、事業資</u>	金及び事業
援		望額及び特	資金の <u>融通</u>		援			<u>金</u> 、融資希	資金の <u>融資</u>
課		別災害地域	に伴う利子		課			望額及び特	に伴う利子
		について申	補給及び損					別災害地域	補給及び損
		請すること	失補償につ					について申	失補償につ
		3 • 4 略	いて融資機					請すること	いて融資機
			関と契約す					3・4 略	関と契約す
			ること						ること
			3 法に基						3 法に基
			づく <u>災害資</u>						づく <u>経営資</u>
			<u>金</u> の融資に						<u>金及び事業</u>
			伴う利子補						<u>資金</u> の融資
			給及び損失						に伴う利子
			補償費の補						補給及び損

		改正前			改正後					
		改正前		助申こ 4 づ金伴給失配と ・ 良還このを 法災融利及償す ・ 農金関交す に害資子び費る ・ 略業のする ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				改正後		失補付る 4 で金資に補損をこ・ 良償る補助申こ法く及金伴給失配と6 農金にと質のを に営事融利及償す 略業等関の交す 基資業資子び費る 改のす
生	農林水産業		1~8 略	8~22 略 1~11 略		生	農林水産業		1~8 略	8 ~ 22 略 1 ~ 11 略
産	辰 怀 小 厓 未     協 同 組 合 そ		1~0 略	1 ~ 11		産	展 林 小 産 来 協 同 組 合 そ		9 森林組	
者	の他の関係		合の共済規	同組合と当		者	の他の関係		合の共済規	
支	団体に関す		程、信託規	該組合の組		支	団体に関す		程、信託規	
援	る事務		程、林地処	合員との組		援	る事務		程、林地処	
課			分事業実施	合施設に係		課			分事業実施	
			規程の設定	<u>る専用契約</u>					規程 <u>及び森</u>	
			の承認を取	<u>を取り消す</u>					<u>林経営規程</u>	
			り消すこと	<u>こと</u>					の設定の承	

	改正前			改正後	
生 農業倉庫に 産 関する事務		10~16 略	13 16 合程程処施定び認 7 合徴す ~ 業認 の、及分規、廃す の収る 37 倉可と略 林済託林業の更をこ 林担許と 略 庫に は規規地実設及承と 組金可 業関	認を取り消 すこと 10~16 略	12 15 合程程分規林の更をこ6 合徴す~14 森共信林業及営定び認 森分をこ略 林済託地実び規、廃す 林担認と 略組規規処施森程変止る 組金可
者支援課生外食産業及産び食品産業者との連携に支関する事務			1 食品産 業との連携 及び情報の 収集に関す		

	改正前							改正後		
授課				ること2地域食品産業の振興に関する こと 3食品循環資源の再 生利用等の 指導に関する ること						
農産課	振興に関す	略				農産課	水田農業の 振興に関す る事務	略		
	略		·			H	各		<del>,</del>	
農山漁村課	域 の 整 備 に 関する事務		1 ~ 4 略	1 農用地 図域開発行 内の許可ること 2 特で設定 用権の設定 等に関する こと		農山漁村課	農業振興地 域の整備に 関する事務		1~4 略	農用地区域内におけるの計でである。
農山漁村課	づく許可等 に関する事 務		1 略 2 1件 <u>2</u> <u>ヘクタール</u> を超える農 地の転用に	1 農地法 の規定によ る農業会議 への諮問に 関すること		農山漁村課	農地法に基 づく許可等 に関する事 務		1 略 2 1件 <u>4</u> <u>ヘクタール</u> を超える農 地の転用に	

改正前							改正後		
			関すること 3 略	2 1件2 ヘクタール 以下の農地 転用の許可 に関するこ と				関すること 3 略	1件 <u>4へクタール</u> 以下の農地転用の許可に関すること
略					略	T		T	
道路課	に関する事	1~3 略	道路法第71 条の規定に より監督処 分を行うこ と	1~4 略	設調	に関する事	1~3略		1~4 略 <u>5 道路法</u> 第71条の規 定により監 <u>督処分を行</u> うこと
	167			<u>5</u> 略		m&			<u>6</u> 略
建築住宅課	格 建築に関す る事務		1・2 略	1~4 略 5 エネル ギーの使用 の合理化に 関する法に関 するに するに するに はまり するに ではるい ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる ではる	建	る事務		1 • 2 略	1~4 略
B	L 路	<u> </u>	1	<u> </u>		 略	1		<u> </u>

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。